

## 令和6年度 ガストロノミーツーリズム研究会事業業務委託 企画提案募集要領

本県最大の魅力である「食材の王国」を活かしたガストロノミーツーリズムの推進のため、講演や意見交換を通じて静岡の魅力ある食と食文化の深掘りを図ることを目的として、ガストロノミーツーリズム研究会事業業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

### 1 募集概要

- (1) 業務名 令和6年度ガストロノミーツーリズム研究会事業業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 **2 募集業務の内容**のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月28日（金）まで
- (6) 契約限度額 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 1件

### 2 募集業務の内容

静岡県では、令和4年度より、「ガストロノミーツーリズム研究会事業」において、歴史、生産、料理、地理など様々な観点から講師を招いた講演・意見交換を計10回開催した。

令和6年度は、引き続き食と食文化の深掘りを図ることを目的に、以下の業務を実施する。

#### <令和6年度研究会の概要>

項 目	内 容
開催日程	令和6年5月～令和7年3月
実施回数	全6回（1回あたり2時間程度）
内 容	講演、対談、質疑応答、交流会 ほか
講 師	学識経験者、料理人、事業者、食関係者、旅行関係者 ほか ※受託者が講師候補者案を複数人提案し、県と調整して決定
会 場	静岡県内 ※受託者が複数箇所提案し、県と調整して決定
開催形式	会場及びオンラインでの配信 ※新型コロナウイルス感染状況等によってオンラインのみの可能性有 ※オンライン配信ができない場合は、後日アーカイブを配信
参加対象	観光事業者、料理人、生産者、大学関係者 など
参加人数	会場来場者20～50名、オンライン参加者100名 程度
参加費用	原則無料とするが、入館料・飲食費が発生する場合は、実費相当額を参加者から徴収

#### (1) 広報業務

##### ア HP・電子チラシ等の作成

研究会を事前に周知するためのHP・電子チラシの作成を行う。

※上記記載以外の周知方法について、企画提案書に記載すること。

なお、令和5年度に利用したガストロノミーツーリズム研究会HPは以下のとおりであり、継続利用も可能  
( <https://sites.google.com/view/shizuoka-gastronomy2/home> )

## (2) 運営業務

### ア 参加受付、参加者への連絡調整業務

参加者（オンライン含む）については、事前申込制とし、電子チラシへの二次元バーコード等の掲載により申込受付を行い、研究会に関する連絡等を行うとともに、参加者名簿を作成する。

### イ 講師等の連絡調整業務

- ・講演等に係る事務的な調整及び連絡、参加者名簿の提出、必要物品の準備、パソコンの操作方法等の説明については、受託者が実施する。なお、講師謝礼、交通費（実費相当額）は事業費内に計上し、受託者が支払うものとする。

※具体的な講師候補について、企画提案書に複数案を記載すること。

### ウ 会場

- ・会場との調整及び照明・音響・映像機器等の会場運営を行う。なお、会場使用料は事業費内に計上し、受託者が支払うものとする。

※具体的な会場候補について、企画提案書に複数案を記載すること。

- ・オンラインの配信に当たっては、映像と音声の安定した配信ができるよう必要な機材の準備や環境整備を行う。
- ・オンライン対応が出来ない会場の場合は、後日アーカイブを配信すること。

### エ 進行管理

参加者の受付・案内（配付資料の準備を含む）、運営マニュアルの作成、舞台設営（パソコン、映写機器、出演者用モニター、オンライン配信等の手配・設置を含む）、出演者誘導、司会進行、会場整理等、進行に必要な一切の業務を行う。なお、地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。

### オ 交流会

講師や参加者同士の交流を深める交流会を開催する。

※具体的な交流会内容について、企画提案書に記載すること。

## (3) 記録作成業務

### ア 研究会の開催内容の公開

- ・各研究会の開催動画及びレポートをHPやYouTube等で公開する。
- ・全6回の研究会の概要をまとめたパンフレットを作成する。

### イ 研究会の記録として、全文文字起こしを行う。

## (4) その他

ア 業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。

イ 業務の内容として、記載がない事項については、受託者が県と協議の上、決定する。

## 3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

と。

- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 応募手続

##### (1) 応募期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）午後3時まで（必着）

##### (2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。（4月12日は午後3時まで）

##### (3) 提出先

後述の **11 提出先、問合せ先** を参照

##### (4) 必要書類及び必要部数

- ア 企画提案書（様式第1号）…7部（正本1部、写し6部）
- イ 提案者の概要書（様式第2号）…7部（     "     ）
- ウ 業務計画書（様式第3号または自由様式）…7部（     "     ）
- エ 見積書（様式第4号）…7部（     "     ）
- オ 法人の登記簿謄本の原本（履歴事項全部証明書）…1部
- カ 事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）…1部

※アからエまでの書類を1セットとし、セットごとにクリップ止めにする。

##### (5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html>)

##### (6) 応募に係る留意事項

- ア 応募件数  
1 者が応募する件数の上限は1 件までとする。
- イ 応募書類の返却について  
応募書類は、原則として返却しない。
- ウ 有識者・関係機関への照会  
提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- エ 応募の辞退  
応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第6 号）を提出すること。
- オ 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。
- カ 応募書類の取り扱い  
提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。
- キ 企画提案書等の無効  
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(7) スケジュール

日程	内容
令和6 年4 月3 日（水）	質問事項の受付終了
令和6 年4 月8 日（月）	質問に対する回答
令和6 年4 月5 日（金）	参加申込書の提出期限
令和6 年4 月12 日（金）	企画提案書の提出期限
令和6 年4 月12 日（金）～ 令和6 年4 月16 日（火）	書面審査（応募が5 者を超えた場合）
令和6 年4 月18 日（木）	ヒアリング審査対象者の選定・非選定通知
令和6 年4 月23 日（火）	ヒアリング審査
令和6 年4 月24 日（水）	選定結果の通知（予定）

**5 参加申込書の提出**

提案参加希望者は、参加申込書（様式第5 号）を提出すること。参加申込書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6 年4 月5 日（金）午後3 時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和6 年度ガストロノミーツーリズム研究会事業業務委託に係る参加申込書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の **11 提出先、問合せ先** を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、速やかに辞退届（様式第6 号）を「4 - (1) 応募期間」内に提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第7号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度ガストロノミーツーリズム研究会事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間：公募開始日から令和6年4月3日（水）正午まで

イ 提出先：[11 提出先、問合せ先](#)を参照

### (2) 質問に対する回答

回答は、令和6年4月8日（月）までに、下記ホームページに掲載する。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html>)

## 7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位5者以内を、[8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）](#)に示すヒアリング審査の対象者として選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和6年4月18日（木）までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により令和6年4月18日（木）までに通知する。

なお、日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

## 8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

### (1) 実施日時

令和6年4月23日（火）（予定）

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

### (2) 実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）又は県庁周辺会議室

（WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

### (3) 所要時間

各提案者25分程度を予定（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）。

### (4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

### (5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（「7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

(表)

評価項目・評価基準		配点
1	業務方針	(25)
	(1) 業務目的・趣旨 業務内容を理解したうえで、提案者独自の趣旨設定ができていますか。	10
	(2) 業務実施体制・スケジュール 事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。また、業務実施スケジュールは現実的であるか。	10
	(3) 見積書 見積書の項目や内訳は妥当な積算か。	5
2	研究会の開催	(65)
	(1) 広報業務 広く参加者を募集するための広報になっているか。	10
	(2) 運営業務 準備から開催までの作業や運営体制が適切なものになっているか。	15
	講師、会場の候補案が適切なものになっているか。	15
	講師や参加者同士の交流が深まる意見交換の場になっているか。	15
	(3) 記録作成業務 研究会の実施結果を周知する手段をとっているか。	10
3	業務実績	(10)
	本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	10
合計		100

## 9 契約の締結

### (1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

### (3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>)

## 10 その他

### (1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

### (2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

### (3) 委託事業の成果品

#### ア 納品物

業務実施報告書 2部（印刷物および電子データ）

#### イ 提出期限

令和7年3月28日（金）

## 11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3734

E-mail : kankou3@pref.shizuoka.lg.jp